

# 定期預金規定

## 《非自動継続型 期日指定用》

### 反社会的勢力との取引拒絶について

預金口座は、「預金等共通規定」12.(2)(反社会的勢力との取引拒絶)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には当金庫は預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 1. (預入れ通帳)

定期預金通帳に預入れのときは通帳を持参してください。

#### 2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書(証書式の場合。以下同じ)と引換え、または通帳(通帳式の場合。以下同じ)の当該受入れの記載を取消しうえ当店で返却します。

#### 3. (預金の支払時期等)

- (1) 期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書表面、または通帳に記載(以下「表面記載」といいます)の据置期間満了日)から表面記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヵ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

#### 4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 1年以上2年未満……………表面記載の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上……………表面記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を6.(1)または預金等共通規定12.(1)、(2)(反社会的勢力との取引、疑わしい取引の拒絶による解約)により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位未満は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率
  - ② 6ヵ月以上1年未満……………2年以上利率×40%
  - ③ 1年以上1年6ヵ月未満……………2年以上利率×50%
  - ④ 1年6ヵ月以上2年未満……………2年以上利率×60%
  - ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満……………2年以上利率×70%
  - ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満……………2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 5. (解約等)

この預金を解約する場合には、証書、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店で申出てください。

#### 6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書、通帳とともに当店に提出してください。

#### 7. (規定の適用)

この預金取引にあたっては次の規定を適用します。

- ① 預金等共通規定

#### 8. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定(民法548条の4)に基づき(付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。)変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。  
なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上